

第16号議案

ふじみ野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

ふじみ野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年ふじみ野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条を次のように改める。

（基準）

第2条 最低基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の定めるところによる。

第3条から第21条まで及び第2章から第5章までを削る。

「第6章 雑則」を削る。

第49条を第3条とする。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。